

※支給単価が一律2.5万円/日の場合は、提出不要です。

■ 算定シート①(売上高方式) 通常

【中小企業者(中小企業、個人事業主)、その他法人専用】
※大企業は使用できません

申請店舗名称(店舗名又は屋号) :

○ 売上高方式(1日当たりの支給額26,000円超~75,000円以下)

参照月: 令和2年10月又は令和元年10月

以下を記入して支給単価を計算してください。支給額は支給単価×対象期間(日数)となります。

※②は消費税及び地方消費税を除いた、申請店舗の飲食部門の売上高を入力してください。	算定参照年	令和2年、令和元年のいずれかを記載してください。(罹災特例該当は平成30年又は平成29年も可)
	①	年
算定参照年の10月の売上高	10月の日数	1日当たりの売上高
②	③	④
円	日	円
	※原則31日	※一円未満切り上げ
1日当たりの売上高	0.3	支給単価(切り上げ前)
④	円	円
		千円未満を切り上げ、26,000~75,000円の間の金額とする
		支給単価(1日当たりの支給額)
		円
		※最大75,000円

<必要書類>

- ・参照月の帳簿(対象店舗の飲食部門(テイクアウトの売上高除く)のみ) ※税抜き金額であることが分かるもの
- ・参照月を含む確定申告書類 ※第4~8期で提出済であれば省略可能です

記載の上、必ずご提出ください

※上記計算式で支給単価を算出できた場合、以下の記入は不要です。

但し、月単位の売上高を把握することが困難な場合においては、以下の方法で支給単価を算出します
なお、過去の期に平均方式を選択された方は、同年度内は原則として平均方式で申請いただくこととなります。
(申請ごとに方式を変更することはできません)

<参照月の特例(平均方式)>

事業年度(年)	※事業年度は令和2年10月又は令和元年10月(罹災特例に該当する場合は、平成30年10月又は平成29年10月も可)を含んでいる必要があります。また、個人事業主は暦年になります。
事業年度の1日当たりの売上高 ⇒ 事業年度(年)の売上高 ÷ 事業年度(年)の日数	
(消費税及び地方消費税を除く)	※原則365日又は366日
円	日
	円
※一円未満切り上げ	
支給単価 ⇒ 事業年度の1日当たりの売上高 × 0.3 =	円
	千円未満を切り上げ、26,000~75,000円の間の金額とする
	円
	※最大75,000円